

不動産鑑定士

小林 純 様

固定資産鑑定評価員の選任書

令和3年度の固定資産（土地）の評価替えにおいて活用する標準宅地等の不動産鑑定評価（以下「鑑定評価」という。）を行う当市の固定資産鑑定評価員にあなただを選任します。

なお、鑑定評価にあたっては、別紙「標準宅地等鑑定評価委託仕様書」によるほか、下記の点を遵守してください。

記

- 1 鑑定評価に関する業務委託契約は、当市と受託者との間で締結するので、その目的・趣旨を理解し、業務の円滑な履行に努めること。
- 2 鑑定評価にあたっては、地価公示価格、都道府県地価調査価格及び相続税路線価等との均衡及び固定資産税における評価の面的な均衡に十分留意すること。
- 3 提出した鑑定評価書等の内容について市から説明又は資料の提出をもとめられたときは、これに応ずること。

令和元年8月21日

豊田市長 太田 稔 彦

